

第 1 審査会の結論

岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け岡地ケ第 5 5 2 号による一部開示決定処分については、非開示と決定した部分のうち、本件審査請求人（以下「請求人」という。）と対面及び電話により直接応対した者の氏名及び役職に関する情報の部分については開示すべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 請求人は、平成 3 1 年 2 月 7 日付けで実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成 1 2 年市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇に対する虐待の通報（〇〇〇〇が通報した内容）に係る文書（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、同年 2 月 2 1 日付けで、本件保有個人情報について、以下の①から③までに該当する部分及び理由により、一部開示決定処分を行った。
 - ① 個人の評価、診断、判定、指導、相談に関するもの…条例第 1 1 条第 3 項第 2 号に該当する
 - ② 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの…条例第 1 1 条第 3 項第 3 号に該当する
 - ③ 高齢者福祉課及び地域包括支援センターの見解、対応方針…条例第 1 1 条第 3 項第 4 号に該当する
- 3 請求人は、上記の一部開示決定処分に対し、同年 3 月 1 5 日付けで、非開示部分の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年 4 月 1 2 日付けで、本件審査請求の取扱いについて、

条例第 17 条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第 3 請求人及び実施機関の主張要旨

1 請求人の主張要旨

請求人は、「私が電話で話をした内容だけでなく、職員の方が調査した内容について電話で教えてくれた内容についての開示をしてほしいので、また、虐待がないと言われていたので、金銭的な虐待がないと岡山市の調査では言い切れないと思う」との理由により、非開示部分の開示を請求する。

2 実施機関の主張要旨

本件保有個人情報において非開示とした部分の中で、担当者が抱いた主観的な印象ないし評価が記録されている部分について、担当者は外部に開示されることを想定しないで記録している。このような情報が開示されることになれば、担当者は、相談者との無用な衝突や不信をおそれて、問題のある事項の記録を躊躇し、記録自体が形骸化するおそれがある。

相談記録の形骸化は、高齢者虐待への適正な対応に著しい支障を生じるおそれがあるため、担当者の印象ないし評価を記録した情報は、条例第 11 条第 3 項第 2 号に該当するため、非開示とした。

次に、本市職員を除く請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている部分については、当該第三者の他人に知られたくない情報が記載されることもあり、当該第三者が外部に漏れないことを前提として情報を提供しているため、開示されることによって、当該第三者が、情報を知り得た者から予期せぬ不利益を被るおそれがある。

また、このような情報が開示されることになれば、当該第三者から市に対する協力が今後得られなくなり、高齢者虐待への適正な対応に著しい支障を生じるおそれがある。したがって、請求者以外のものに関する情報は、条例第 11 条第 3 項第 3 号に該当するため、非開示とした。

最後に、高齢者福祉課及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記録されている部分については、担当部局の検討、協議等に関する情報が記載

されており、その中には個人の評価、第三者の情報も含まれている。

このような情報が開示されることになれば、関係者は検討内容が請求者に知られることを意識し、率直な意見の交換が阻害され、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、高齢者福祉課及び地域包括支援センターの見解、対応方針を記録した情報は、条例第11条第3項第4号に該当するため、非開示とした。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 第三者の氏名及び役職に関する非開示情報について

(1) 本件審査請求について、地域包括支援センターの職員のうち請求人と対面及び電話により直接対応した者（以下「対応者」という。）の氏名及び役職に関する情報が、条例第11条第3項第3号及び第4号の規定により、開示しないことができるかが、当審査会において特に議論となった。

(2) 実施機関は地域包括支援センターの職員の氏名及び役職について、第三者に関する情報が記録されている部分として、当該第三者の他人に知られたくない情報が記載されていることもあり、当該第三者が外部に漏れないことを前提として情報を提供しているため、開示されることによって、当該第三者が、情報を知り得た者から予期せぬ不利益を被るおそれがあると主張する。

また、このような情報が開示されることになれば、当該第三者から市に対する協力が得られなくなり、高齢者虐待への適正な対応に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

(3) まず、対応者の氏名及び役職に関する情報（以下「対応者情報」という。）が条例第11条第3項第3号に該当するか検討する。同号は次のように規定する。

3号 開示請求をした者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている保有個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

同号の「開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」には、第三者に関する情報のうち、慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は含まれないと解するべきである。

- (4) 本件に関して、地域包括支援センターにおいては、対応者は電話で対応する場合でも対面にて対応する場合でも一般的に氏名を名乗り、また対面にて対応する場合には名札を付けて対応しているとのことであり、対応者情報は、請求人が慣行として知ることができる情報と考えられる。そのため、対応者情報については開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報には該当しないというべきである。

よって、対応者情報は条例第11条第3項第3号の非開示情報には該当しない。

なお、対応者以外の職員の情報については、請求人が慣行により知ることができるとはいえないと考えられるため、条例第11条第3項第3号に該当すると考えられる。

- (5) 次に、対応者の氏名及び役職に関する情報が条例第11条第3項第4号に該当するか検討する。同号は次のように規定する。

4号 岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号に規定するものその他公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号は次のように規定する。

3号 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地

方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

4号 本市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，本市又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

同規定に従い、応対者情報を開示することが、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるかどうかの問題となる。

実施機関は、地域包括支援センターの職員の氏名及び役職名が請求

人に開示されることになれば、当該第三者から市に対する協力が得られなくなり、高齢者虐待への適正な対応に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

仮に、地域包括支援センターにおいて、職員が訪問者に応対する際に、氏名や役職を明らかにしない慣行があるとするならば、情報開示制度によってその情報が請求人に明らかにされることで、同センター及びそこで働く職員の業務に支障が生じるため、今後同センターの協力を得られなくなることが考えられる。しかし、実際には、上で述べたように、同センターには、そのような慣行はない。

このように考えると、応対者情報を開示することにより、公正又は適正な行政執行を妨げるとは考えられない。また、応対者情報は、本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報及び本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報ではないから、岡山市情報公開条例第5条第3号及び第4号にも該当しない。したがって、応対者情報は条例第11条第3項第4号の非開示情報には該当しない。よって、応対者情報を非開示とすることは妥当といえない。

2 その他の非開示情報について

非開示とされている情報には、「担当者が抱いた主観的な印象ないし評価が記録されている部分」が含まれる。このような情報が、条例第11条第3項第2号に該当するという判断に不合理なところはないというべきである。

また、非開示とされている情報には、「高齢者福祉課及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記録されている部分」の情報が含まれる。このような情報が開示されることになれば、関係者は検討内容が請求者に知られることを意識し、率直な意見の交換が阻害され、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。そのため、条例第11条第3項第4号に該当するという実施機関の判断に、不合理な点はないというべき

である。

よって、「担当者が抱いた主観的な印象ないし評価が記録されている部分」及び「高齢者福祉課及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記録されている部分」について、条例第11条第3項第2号及び第4号に該当するとして、一部を非開示とした実施機関の本件処分は、妥当である。

非開示情報のうち、その他の情報についても、非開示とすることにつき、とくに不合理な点はない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 4月12日	諮問書の收受
令和 2年 4月24日	審議
令和 2年 5月25日	審議
令和 2年 7月31日	審議
令和 2年 8月26日	審議
令和 2年 9月24日	審議
令和 2年10月26日	審議
令和 2年11月18日	審議
令和 2年12月21日	審議
令和 3年 1月29日	審議
令和 3年 3月17日	答申